

通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション
運営規程

社会医療法人 松本快生会

介護老人保健施設 大和田の里

「通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション運営規程」

（事業の目的）

第1条 社会医療法人 松本快生会 が設置する社会医療法人 松本快生会 介護老人保健施設 大和田の里（以下「事業所」という。）において実施する通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士（又は作業療法士）、看護職員、介護職員が、要介護状態又は要支援状態の利用者に対し、適切な通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条

- 1 この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、心身の状況、病歴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法（作業療法）その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 2 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

- 8 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 9 前2項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会医療法人 松本快生会
介護老人保健施設 大和田の里 通所リハビリテーション
- (2) 開設年月日 平成17年
- (3) 所在地 奈良県奈良市丸山二丁目1220-163
- (4) 電話番号 0742-51-6003 ファックス番号 0742-51-6013
- (5) 管理者名 森田 優史
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(2950180006)

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 当事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤換算0.14名以上）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名（常勤換算0.14名以上）
- (3) 理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士 1名以上（常勤換算0.2名以上）
- (4) 看護職員 1名以上
- (5) 介護職員 2名以上
上記の従事者は、指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの業務に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、原則、日曜日及び12月30日から1月3日は休業日とする
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

（通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの利用定員）

第6条 事業所の利用定員は1日21人とする。

(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの内容)

第7条 この事業所における通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- (1) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画の作成
- (2) 療養上必要な事項についての指導及び説明
- (3) 機能訓練
- (4) 入浴・排泄・食事等介護及び日常生活上のお世話
- (5) レクリエーション等
- (6) 送迎

(利用料等)

第8条

- 1 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の支払を受けるものとする。
- 2 食材料費については、別表1の額を徴収する。
- 3 その他衛生材料費（おむつ代を含む）については、別表1のとおり実費を徴収する。
- 4 日常生活費及び教養娯楽費については、別表1の額を徴収する。
- 5 利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 6 サービス提供にあたっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(従業者の職務内容)

第9条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、事業所で保管する薬剤を管理するほか、利用者に

対し服薬指導を行う。(配置しない場合は、記載の必要はない。)

- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務員は、請求業務や書類の作成、行政との連携などの業務を行う。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、奈良市、生駒市、大和郡山市とする。

(衛生管理等)

第11条

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適切に行うものとする。

- 1 この指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条

- 1 事業所は、利用者に対して職員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 職員は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (ア) 施設内の規律を守り、他の迷惑にならないようにする。
 - (イ) 気分が悪くなったときは、速やかに申し出る。
 - (ウ) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時等における対応方法)

第13条

- 1 利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。
- 2 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずることとする。
- 3 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて具体的計画を立てておくとともに、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上（内1回以上は夜間を想定）の避難訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第15条

- 1 提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が介護保険法176条により行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(身体拘束)

第16条

- 1 施設は、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならないものとする。
- 2 緊急やむを得ない理由により、身体拘束その他入所者の行動の制限を行った場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状態、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載するものとする。

(虐待の防止等)

第17条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる

事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第18条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事業所の利用にあたっての留意事項)

第19条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・当事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第8条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第9条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・一定期間サービスのご利用がなかった場合、再度ご利用いただくにあたり、曜日、回数、送迎時間等が変更になる場合がある。
- ・持ち込まれた衣類等が汚染した場合、感染予防対策として塩素系消毒剤を使用することがある。また場合により衣類等が色落ちや破損することがあるがご了承いただくこととする。
- ・施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って使用していただく。これに反したご使用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがある。
- ・施設内全面禁煙。また、飲酒についても原則 施設内では禁酒とする。
- ・騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮いただく。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしていただく。
- ・施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮いただく。
- ・施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りする。
- ・利用者や家族に感染症又はその疑いがある場合は、利用前に施設へ連絡をしていただく。症状によっては利用をご遠慮いただく場合がある。また、施設内で感染症が蔓延した場合、感染拡大予防の為、利用をご遠慮いただく場合がある。

(非常災害対策)

第20条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づ

き、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当事業所は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第21条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第22条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の質の確保)

第23条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第24条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定め社会医療法人松本快生会 介護老人保健施設 大和田の里の就業規則による。

(職員の健康管理)

第25条 当事業所職員は、当事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第26条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

（1） 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2） 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3） 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第27条

1 職員の資質向上のため研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても、検証、整備する。

（1） 採用時研修 採用後3ヶ月以内

（2） 繼続研修 年4回

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションに関する記録を整備し、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション完結の日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会医療法人 松本快生会 と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

平成25年10月1日から一部改訂する。

平成27年4月1日から一部改訂する。

平成31年4月1日から一部改訂する。

令和6年4月1日から一部改定する。

令和6年11月1日から一部改訂する。

別表1

第8条に掲げる額

食材料費	昼 食	840円
	おやつ	100円
その他衛生材料費		実費
日常生活費	1日	210円
	バスタオル・フェイスタオル・ティッシュペーパー・ウエットティッシュ シャンプー・コンディショナー・ボディーソープ	
	その他日常生活にかかるもの	
教養娯楽費		210円

上記金額については、平成17年10月1日より適用とする。

平成25年10月1日より一部改訂する。

平成27年4月1日より一部改訂する。

令和 6年4月 1日から一部改定する。

令和 6年11月1日から一部改訂する。